

通所訪問型短期集中サービス事業委託事業者 募集要領

1. 実施目的

豊中市介護予防・日常生活支援総合事業における通所訪問型短期集中サービス事業の業務を効率的かつ効果的に実施することを目的として、当該業務を事業者に委託することとします。

委託事業者の選定において、本事業の実施を委託するのに最もふさわしい事業者を総合的に評価するため、プロポーザル方式に沿った企画提案審査を実施します。

2. 委託業務概要

- (1) 業務名 通所訪問型短期集中サービス事業
- (2) 業務内容 『通所訪問型短期集中サービス事業委託 仕様書』参照
- (3) 委託期間 令和4年(2022年)4月1日～令和7年(2025年)3月31日まで
- (4) 会場数 市内4会場以内。1会場毎の委託とするが、同一事業者による複数会場の受託も可とする。豊中市における日常生活圏域(以下、圏域という)内に複数の会場は設置しない。 ※日常生活圏域(別紙参照)

3. 予算(提案参考額)

1会場あたり(初年度) 23,832,000円(消費税及び地方消費税を含む。)

※この金額は契約予定額を示すものではなく、事業の規模を示すためのものです。

4. 参加資格

本件に参加できる者は、企画提案書等の提出期日において、下記のすべての要件を満たすものとします。なお、企画提案書等の提出後において要件を満たさなくなった場合も参加を認めません。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 本市から豊中市入札参加停止基準(平成7年6月1日制定)に基づく入札参加停止措置を受けていないこと。
- (3) 本市から豊中市発注契約に係る暴力団等排除措置要綱(平成24年2月1日制定)に基づく入札参加除外措置を受けていないこと。
- (4) 会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成17年法律第87号)第64条による改正前の商法(明治32年法律第48号)第381条第1項(会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第107号の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。)の規定による会社の整理の開始を命ぜられていない者であること。
- (5) 平成12年3月31日以前に民事再生法(平成11年法律第225号)附則第2条による廃止前の和議法(大正11年法律第72号)第12条第1項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。
- (6) 平成12年4月1日以降に民事再生法第21条第1項又は第2項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法33条

第1項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第174条第1項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。

- (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項又は第2項の規定による更生手続の申立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件（以下「旧更生事件」という。）に係る同法による改正前の会社更生法（昭和27年法律第127号。以下「旧法」という。）第30条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立てを含む。以下「更生手続開始の申立て」という。）をしていない者又は更生手続開始の申立てをなされていない者であること。ただし、会社更生法第41条第1項の更生手続開始の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生手続開始の決定を含む。）を受けた者については、その者に係る会社更生法第199条第1項の更生計画の認可の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生計画の認可の決定を含む。）があった場合にあっては、更生手続開始の申立てをしなかった者又は更生手続開始の申立てをなされなかった者とみなす。

5. 公募選定のスケジュール

項目	期限等
公募実施要領・仕様書等を市ホームページに掲載	令和3年10月8日（金）～
説明会参加申込書・質問書の提出	令和3年10月19日（火）午後5時15分まで（必着）
説明会※オンライン（ZOOM）開催	令和3年10月22日（金）午前10時～11時
公募参加意向表明書・企画提案書等の提出	令和3年11月1日（月）正午まで（必着）
第1次審査（書類選考）	令和3年11月5日（金）予定 ※8提案以上あった場合にのみ実施
第2次審査（プレゼンテーション） ※オンライン（ZOOM）開催	令和3年11月11日（木）の午前10時～午後5時を予定
審査結果の通知	令和3年11月15日（月）以降、発送予定
委託契約の締結予定日	令和3年11月下旬予定

6. 質問書の受付

本募集要領および仕様書の内容に不明な点がある場合は、事務局まで質問書（様式第3号）を電子メールにて提出すること。

【提出期限】 令和3年10月19日（火）午後5時15分

【回答方法】 令和3年10月26日（火）に質問のあったすべての事業者に電子メールで一括回答する。

【備考】 電話・ファックスでの質問は一切受け付けない。

7. 説明会（参加は任意）

【開催日時】令和3年10月22日（金）午前10時～

【開催場所】オンライン（ZOOM）開催

【参加方法】「説明会参加申込書」（様式第2号）を電子メールにて提出

※提出期限：令和3年10月19日（火）午後5時15分

【備考】説明会以降の質問は一切受け付けない。

希望する法人に現行の事業実施動画を視聴予定

8. 企画提案書等の提出

【提出期限】令和3年11月1日（月）正午まで（必着）

【提出先】豊中市役所 福祉部 長寿安心課 介護予防係

豊中市中桜塚3-1-1（第2庁舎1階）

受付時間：午前8時45分～正午

【提出方法】持参（土日および時間外は受け付けない）、または送付（郵便、宅急便等）

なお、送付の場合、提出書類の到達について確認すること。

【提出書類】

- ① 提出する書類の規格はA4判片とじ・横書き・両面とする。
- ② 文字は11ポイント以上とし、フォントは任意とする。
- ③ 全体にページを付け、目次を付ける。
- ④ 提出部数は12部とし、下記提出書類に項目ごとのインデックスを付け、全体をファイル等で綴る。また、PDF形式にしてCD-Rに保存したものを1枚提出すること。

項目	内容
公募参加意向表明書（様式第1号）	・正本1部のみ提案事業者の代表者印（豊中市へ事業登録を行っている場合は届出印。以下同じ）を押印し、残りの副本11部は複写可とする。
会社概要（様式第4号）	・業務内容は代表的な業務分野を記入。 ・組織図は別紙の提出でも可。
企画提案書（A4判任意様式10枚以内。表紙は含まない）	・企画提案は1会場毎1提案とする。同一事業者が複数会場分を提案することは可能。 ・提案内容は仕様書及び後述9.1～6の審査項目に基づいて提案すること。 ・企画提案書の表紙には提案事業タイトルと提案事業者名を記入するものとする。 ・企画提案書とは別にプレゼンテーション用資料を作成する場合は必ず企画提案書から抜粋し、企画提案書と同数を添付すること。
入札参加停止措置等状況調書	・様式第5号に必要事項を記載したものを提出すること。 ・本調書については正本1部のみ提案事業者の代表者印（豊中市へ事業者登録を行っている場合は届出印。以下同じ）を押印し、残り

	の副本 11 部は複写可とする。
見積書 (A 4 判任意様式)	<ul style="list-style-type: none"> ・見積書は 1 会場毎の見積もりとし、必ず人件費、間接経費など見積金額の積算根拠を明示した内訳明細を記載または添付すること。 ・見積金額は税抜きで表記し、税別である旨を明記すること。 ・見積書については正本 1 部のみ提案事業者の代表者印（豊中市へ事業者登録を行っている場合は届出印。以下同じ）を押印し、残りの副本 11 部は複写可とする。

【応募書類の取扱い】

- ① 提出書類の分割提出は認めない。また、提出書類の不足または提出期限内未到達の場合、応募を無効とする。
- ② 提出書類はいかなる場合でも返却しない。
- ③ 提出書類に不備等が発見された場合は、補正を求めることがある。
- ④ 提出期限後の差し替えは認めない（豊中市が補正等を求める場合を除く）。

9. 審査方法等

市職員で構成する審査委員会を設置する。提案数が 8 以上あった場合は、事前に第 1 次審査（書類審査）を行う。企画提案書および企画提案書に基づく第 2 次審査（プレゼンテーション）を行い、評価点数の合計による総合評価で、提案を高い得点から順位付けし、上位者から圏域が重複しないように 4 圏域を選定し受託候補者とする。第 2 次審査（プレゼンテーション）の結果、全体配点の 50%未満の提案は、順位が 4 位以内の場合であっても受託候補者とししない。なお、得点と同じ場合は、審査委員会で最終合議のうえ決定するものとする。

〈第 1 次審査〉

【日 時 等】 令和 3 年 11 月 5 日（金）提案数が 8 以上の場合、書類選考を行う。

【結果通知】 令和 3 年 11 月 8 日（月）メールにて結果を通知する。

〈第 2 次審査〉

【日 時 等】 令和 3 年 11 月 11 日（木）終日を予定 オンライン ZOOM 開催

※日程、時間等の詳細は、提案事業者すべてに別途連絡する。

【発表時間等】 40 分程度

※1 提案（1 会場毎）につき 20 分以内のプレゼンテーションのあと、質疑・応答することとする。

【発 表 者】 当日の発表者は 1 提案あたり 3 名以内（プレゼンテーションを行う者を含む）とし、すべて提案事業者の雇用する従業員とする。

【資 料】 企画提案書もしくは提出済みのプレゼンテーション資料。

【審 査 基 準】 以下の項目に関して審査しますので、制限時間内にこれらの項目を含めてわかりやすく説明してください。

評価項目		配点
1.	通所訪問型短期集中サービスの具体的な事業内容	32点
2.	従事者の体制と資質向上についての具体的な方策	20点
3.	通所型サービスの場所の提案	14点
4.	関係機関との連携についての提案	16点
5.	安全管理体制・個人情報管理体制	12点
6.	見積金額の評価	6点
7.	過去の処分歴等 公募日から起算し、過去3年以内に、本市及び国、他の自治体から入札参加停止措置等の処分を6か月以上受けた場合、または公募日から起算し、過去3年以内に、本市から契約解除または書面による警告を受けた場合。	-7点
	公募日から起算し、過去3年以内に、本市及び国、他の自治体から入札参加停止措置等の6か月未満の処分を受けたことがある場合。	-3点
合計		100点満点

【結果通知】 第2次審査の結果は、すべての提案に対して令和3年11月15日（月）以降に文書で通知する。なお、豊中市と仕様ならびに価格等協議の上、豊中市の内部手続きを経て、本業務の受託者として決定されるので、受託候補者の通知をもって本業務の受託者を約するものではない。

10. 提案者失格

次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- ・企画提案書を提出後に上記4. で規定する参加資格に抵触するに至ったとき
- ・提案上限額を超える提案を行ったとき
- ・提案書類において虚偽の内容を記載したとき
- ・プレゼンテーション審査に欠席したとき
- ・提案に関して談合等の不正行為があったとき
- ・正常な提案の執行を妨げる等の行為があったとき
- ・法令ならびに豊中市の関係条例および関係規則に抵触する内容を含んだ提案を行ったとき
- ・審査の公平性を害する行為があったとき
- ・前各号に定めるもののほか、企画提案にあたり著しく信義に反する行為等により、審査委員会が失格であると認めたとき

11. 契約

- (1) 受託候補者となった者には、令和3年11月下旬の契約締結を目途に、豊中市と契約手続きを行う。
- (2) 契約内容および仕様については、採択された提案をもとに、豊中市と詳細を協議する。

この際、改めて豊中市から提案内容の説明を求めることがある。また、契約内容と仕様、契約金額については、協議の結果、採択された提案と変更が生じることがある。

- (3) 審査の結果、選定された会場数が4会場未満であった場合や受託候補者との協議が成立せず契約の締結が困難な場合には、優先順位が次順位の事業者（※）と協議を行い成立した場合には当該事業者と契約の締結を行う。

※同一圏域に複数の提案があったため得点が上位であるにも関わらず選定されなかった事業者も含めることとし、当該事業者と協議の結果、すでに選定された会場のある圏域以外で本事業を実施できる際に契約の締結を行う。

- (4) 本業務の受託者は、豊中市財務規則に基づき、契約保証金の納付または履行保証契約の締結を行うこと。

12. 留意事項

- (1) 企画提案書等の作成経費や旅費等の必要経費等は提案事業者の負担とする。
- (2) 審査委員会の構成員、提案事業者名簿等の内容についての質問は一切受け付けない。
- (3) 提出された書類は返却しない。
- (4) 企画提案書の提出後に本案件への参加を取り下げの場合は、速やかに下記事務局まで連絡をするとともに、参加辞退届（様式第6号）で豊中市長に提出すること。
なお、取り下げによる不利益な取り扱いはしない。
- (5) 提案事業者は、既存の国・府・市の「指定」「許認可」「補助」事業に支障を及ぼさないこと。

13. その他

この応募要領に定めるもののほか、必要な事項については別に定める。

14. 事務局（問い合わせ先）

豊中市福祉部長寿安心課介護予防係 担当：中田・森田

〒561-8501 豊中市中桜塚3-1-1（豊中市役所第二庁舎1階）

電話 06-6858-2865（直通） FAX 06-6858-3611 E-mail kaigoyobou@city.toyonaka.osaka.jp

圏域名	町名	丁目(番)	
北東部 千里包括	上新田	1~4	
	新千里北町	1~3	
	新千里西町	1~3	
	新千里東町	1~3	
	新千里南町	1~3	
	西泉丘	3(1~11番 [19番地を含む])	
北中部 少路包括	東泉丘	2~4	
	上野坂	1~2	
	上野西	1~3・4(1番~4番)	
	上野東	1~3	
	永楽荘	1~4	
	春日町	3~5	
	北緑丘	1~3	
	西緑丘	1~3	
	東豊中町	1~6	
	緑丘	1~5	
	向丘	2~3	
	北西部 柴原包括	石橋麻田町	
		上野西	4(5番~9番)
春日町		1~2	
桜の町		1~7	
柴原町		1~5	
少路		1~2	
清風荘		1~2	
千里園		1~3	
立花町		3	
玉井町		3~4	
刀根山		1~6	
刀根山元町			
走井		1~3	
螢池北町		1~3	
螢池中町		1~4	
螢池西町		1~3	
螢池東町		1~4	
螢池南町		1~3	
本町		1~9	
待兼山町			
箕輪		1~3	
宮山町		1~4	
向丘		1	
山の上町			
中部 中央包括		赤阪	1
		旭丘	
		岡上の町	1~4
		岡町	
		岡町北	1~3
	岡町南	1(1~5番)	
	北桜塚	1~4	
	熊野町	1~4	
	粟ヶ丘町		
	末広町	1~3	
	菅根東町	1	
	立花町	1~2	
	玉井町	1~2	
	中桜塚	1~5	
	西泉丘	1~3(12番)	
	東泉丘	1	
	広田町		
	宝山町		
	南桜塚	1~3・4(1番~8番)	
	夕日丘	1~2	

圏域名	町名	丁目(番)
中東部 緑地包括	小曽根	1~5
	北条町	1~4
	城山町	3~4
	寺内	1~2
	長興寺北	1~3
	長興寺南	1~4
	服部緑地	
	浜	1~4
	東寺内町	
	豊南町西	1~5
	豊南町東	1~4
	豊南町南	1~6
	南桜塚	4(9番~19番)
	夕日丘	3
若竹町	1~2	
中西部 服部包括	稲津町	1~3
	今在家町	
	岡町南	1(6~13番)・2~3
	勝部	1~3
	上津島	1~3
	城山町	1~2
	曾根西町	1~4
	曾根東町	2~6
	曾根南町	1~3
	利倉	1~3
	利倉西	1~2
	利倉東	1~2
	服部寿町	1~5
	服部西町	1~5
	服部本町	1~5
	服部南町	1~5
	服部元町	1~2
	服部豊町	1~2
	原田中	1~2
	原田西町	
原田南	1~2	
原田元町	1~3	
穂積	1~2	
南空港町		
名神口	1	
南部 庄内包括	大島町	1~3
	神州町	
	三和町	1~4
	島江町	1~2
	庄内幸町	1~5
	庄内栄町	1~5
	庄内宝町	1~3
	庄内西町	1~5
	庄内東町	1~6
	庄本町	1~4
	千成町	1~3
	大黒町	1~3
	野田町	
	日出町	1~2
二葉町	1~3	
三国	1~2	
名神口	2~3	

地域包括支援センター

